経税部だより

令和２年事務年度の税務調査の実態

税理士　井川　博幸

1. はじめに

国税庁の事務年度は7月から翌年6月です。毎年11月・12月には、国税庁ウェブサイトで「所得税及び消費税調査等の状況」、「法人税等の調査事績の概要」、「相続税の調査等の状況」が発表されます。令和3年度の事務年度も残り1カ月となっていますが、改めて国税庁の発表資料を基に税務調査等の現状について確認しておきたいと思います。

日本で最初に新型コロナウイルス患者が報告されたのは令和2年1月16日でしたから、令和2年事務年度は、年間を通してコロナ禍にあった初めての事務年度ということになります。コロナの影響により税務調査の件数が減少したようですが、一体どのくらい減少したのかを見ていきたいと思います。

2. 税目ごとの調査等の状況

国税局では以下のように調査等の状況を発表しています。

①所得税

・新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し一件当たりの追徴税額は増加。

・文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加。

②法人税

・新型コロナウイルスの影響により、調査件数は減少するも、調査1件当たりの追徴税額は増加。

・悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施。

③相続税

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにも関わらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施した。

大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、実地調査1件当たりの追徴税額は943万円となり、過去10年間で最高となった。

（国税局発表資料より）

3. 調査件数は減少しても1件当たりの追徴税額は増加

では、税目ごとの状況を数字で見ていきます。

表1をご覧ください。所得税の調査件数は、令和2年度において令和1年度より35、879件（60・1％）減少し、23、804件でした。申告漏れ所得金額は2、992億円で2、648億円（47・0％）減少、追徴税額は533億円で459億円（46・3％）減少しています。反対に1件当たりの追徴税額は2、240千円で580千円（34・9％）も増加しています。

この状況は所得税に限られたことではありません。表2（消費税）・表3（法人税）・表4（相続税）をご覧下さい。

どの税目においても、実地調査件数、申告漏れ所得金額（課税価格）、追徴税額ともに前年を下回っていますが、1件当たりの追徴税額は増加しています。特に、法人税では7、806千円と前年度の約250％、相続税では9、430千円と前年度の約150％で過去10年間の最高額となっているそうです。

国税当局では、数年前からの方針として、情報分析による調査を進めており、1件で多くの追徴税額を取ることを重視しています。このことは全税目にわたり「ウィズコロナ」における調査方針であると言えます。

また、実地調査以外の文書、電話による連絡や来署依頼による面接（簡易な接触）によって実地調査の減少をカバーしています。

4. コロナ禍においては事案によっては簡易な接触を実施

次に、簡易な接触の状況を見てみます。

表5をご覧ください。所得税では、令和2年度においては令和1年度より接触件数は106、682件（28・7％）増加し、478、494件でした。申告漏れ所得金額は2、586億円で336億円（14・9％）増加、追徴税額は199億円で59億円（42・1％）増加しています。1件当たりの追徴税額は同額でした。実地調査件数等の減少分を「簡易な接触」を増やすことによりカバーしていることが分かります。

この状況は所得税に限られたことではありません。表6（消費税）・表7（法人税）・表8（相続税）をご覧下さい。同様の結果になっています。

コロナ禍で接触機会が減少する中で成果を上げられる方法として、今後も更に活用されていきそうです。

その他、相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握をし、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施するとしています。

令和2年事務年度の贈与税調査において申告漏れ等が指摘された財産別非違件数では、現金・預金が1、402件（74・2％）で最も多く、続いて有価証券188件（10・0％）、土地25件、家屋17件となっています。

5. 最後に

今後もコロナ禍における実地調査は極力減らす傾向にはあるようですが、1件当たりの追徴税額の増加に重きを置く調査等を行っていくことが予想されます。

また、「簡易な接触」など、税務調査の様式は多様化してきており、特に現金・預金、有価証券、不動産等の大口所有者や、所得が高額な個人など「富裕層」に対しての調査は積極的に行われています。

令和4年の税制改正では、証拠書類のない簿外経費への対応が厳しくなり、帳簿の提示又は提出を求められた場合に、帳簿を提示しない又はその記載が不十分などの場合には、過少申告加算税等の加重措置がとられるなどの見直しがされています。

いざという時に慌てないためにも、常日頃から資料等の整理を心がけることが大切です。

（終わり）

（表１）所得税の実地調査の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
実地調査件数	59,683件	23,804件	39.9%
申告漏れ所得金額	5,640億円	2,992億円	53.0%
追徴税額	992億円	533億円	53.7%
１件当たりの追徴税額	1,660千円	2,240千円	134.9%

（表２）消費税（個人事業者）の実地調査の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
実地調査件数	30,736件	11,076件	36.0%
追徴税額	281億円	133億円	47.3%
１件当たりの追徴税額	910千円	1,200千円	131.8%

（表３）法人税・消費税の実地調査の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
実地調査件数	７万６千件	２万５千件	32.7%
申告漏れ所得金額	7,802億円	5,286億円	67.7%
追徴税額	2,367億円	1,936億円	81.8%
１件当たりの追徴税額	3,135千円	7,806千円	249.0%

（表４）相続税の実地調査の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
実地調査件数	10,635件	5,106件	48.0%
申告漏れ課税価格	3,048億円	1,785億円	58.5%
追徴税額	681億円	482億円	70.7%
１件当たりの追徴税額	6,410千円	9,430千円	147.1%

（表５）所得税　簡易な接触の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
簡易な接触件数	371,812件	478,494件	128.7%
申告漏れ所得金額	2,250億円	2,586億円	114.9%
追徴税額	140億円	199億円	142.1%
１件当たりの追徴税額	40千円	40千円	100.0%

（表６）消費税（個人事業者）の簡易な接触の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
簡易な接触件数	36,585件	75,437件	206.2%
追徴税額	23億円	48億円	208.7%
１件当たりの追徴税額	60千円	60千円	100.0%

（表７）法人税・消費税の簡易な接触の状況

項　　目	令和１年	令和２年	前年対比
簡易な接触件数	44千件	68千件	154.5%
申告漏れ所得金額	42億円	76億円	180.9%
追徴税額	27億円	62億円	229.6%

（表８）相続税の簡易な接触の状況

項目	令和１年	令和２年	前年対比
簡易な接触件数	8,632件	13,634件	157.9%
申告漏れ課税価格	427億円	560億円	131.1%
追徴税額	42億円	65億円	154.8%
１件当たりの追徴税額	480千円	470千円	98.0%